

**「物流関連2法の改正について」**

日頃は弊社アーバンタイムスをご愛顧頂き誠に有り難う御座います。さて、今回のアーバンタイムズは、物流の2024年問題に対する政府の法改正を特集しました。物流関連2法（物資の流通の効率化に関する法律、貨物自動車運送事業法）の一部が改正され、2024年5月15日に公布されました。

今回の法改正の背景には物流の2024年問題があります。2024年4月より、ドライバーの働き方改革に関する法律が適用となりドライバーの時間外労働時間に上限が課されました。このことが輸送力の低下に繋がり、何も対策を講じなければ2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足が生じる可能性があるとして指摘されています。

2024年問題を乗り越える施策として、政府は「物流改革に向けた政策パッケージ」を策定し「商慣行の見直し」「物流の効率化」「荷主・消費者の行動変容」の観点から様々な対策を検討しています。

今回の法改正は「商慣行の見直し」「物流の効率化」を目的に行われています。

法改正の主な内容は次の2つとなります。

（1）物資の流通の効率化に関する法律：「流通業務総合効率化法」から名称変更・法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（流通業務総合効率化法）から、「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

・全ての荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課される。例）パレットの導入による荷役時間の短縮。

・当該措置について国が判断基準を策定のうえ、判断基準にもとづく指導・助言・調査・公表を実施。

・一定規模以上のものを「特定事業者」に指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、国が勧告・命令を実施。

・特定事業者のうち荷主（特定荷主）には「物流統括管理者」の選任を義務付け。

（2）貨物自動車運送事業法

・元請事業者に対し実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。

・荷主・トラック事業者・利用運送事業者に対し、運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価等を記載した書面の交付等を義務付け。

・トラック事業者・利用運送事業者に対し、他の事業者の運送の利用（＝下請けに出す行為）の適正化について努力義務が課されるとともに、特定事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。

このように物流問題に関する行政の動きが活発化しており、国が責任を持って物流効率化を行うという意図が見られます。

物流革新に向けてデジタル技術を活用する取組が始まるなど、荷主や物流事業者にも対応が迫られている状況となり、今後の動向も注視する必要があります。

筆者 西山

借りたいリスト(問い合わせ物件の一部)			* 先月の問い合わせ件数		74件
用途	敷地	建物	地域	条件	入居日
倉庫(物流関連)	車両30台分	2,000坪	都内湾岸地域	相場	即検討
倉庫(通販関連)	車両数台分	300坪	都内23区地域	相場	即検討
倉庫(放送関連)	車両数台分	200坪	江東区湾岸地域	相場	即検討
倉庫(クリーニング関連)	車両数台分	200坪	江東区湾岸地域	相場	即検討
倉庫(イベント制作関連)	車両数台分	150坪	江東区湾岸地域	相場	即検討
倉庫(野菜栽培関連)	車両数台分	150坪	江東区湾岸地域	相場	即検討
倉庫(音響関連)	車両数台分	100坪	都内湾岸地域	相場	即検討
事業用地(セメント関連)	1,000坪位	-	都内湾岸地域	相場	即検討
駐車場(食品卸売関連)	400坪位	-	都内湾岸地域	相場	即検討
駐車場(バス関連)	300坪位	-	都内23区地域	相場	即検討

**防災の日 4**

関東大震災を起こした相模トラフによる地震の周期は200年ともいわれているので、周期的にはまだ心配する必要はないといえるでしょう。また、南海トラフによる地震は、首都圏では震度が5強と言われているので、東日本大震災の時と同じような被害と考えても良いかもしれませんが、首都直下型地震が起これば大きな被害を出します。2014年に政府の地震調査委員会が、過去の地震の記録を調べて出した「今後30年で70%」という数字を忘れてはいけません。

州崎神社の境内には、津波を忘れないようにと「波除碑」が建っています。寛政3年（1791）に襲来した高波で、近隣の家々が全て流されて多くの死者や行方不明者が出ました。当時はまだ州崎神社の東側は海のみだったので幕府は州崎弁天から西側一帯を空地とし、住むことを禁じました。また平久橋のたもとにも同じような碑が建っています。碑にある文章は「地震の時にこまでも津波が来たことを忘れないように」とありますが、実際には津波によるものではなく大雨と高波によるものでした。現在は当時より地面がより低くなっているため洪水の心配をしなければなりません。当時は州崎神社から平久橋の間を空地とし家を建ててはならないとされていましたが、いまでは遙か遠くの海側まで埋め立てが進み宅地化されています。波除碑は先人の経験をおろそかにすることなく、日頃から災害に備えておくことの大事さを伝えていきます。

**管理物件のテナント紹介 第234回  
有限会社アルプス車装 様**

国産車・輸入車の板金塗装・修理を主に扱っている自動車整備会社です。塗装専用の作業部屋を設けた環境を整えた塗装をしています。アルプス車装様が拘ってされている板金塗装は、創業以来55年、新品部品の交換であっても塗装を勧められています。お車は長年乗ることで、塗装が自然劣化し、新品と比べると色が変わり、塗装せずに部品交換すると交換箇所の色が異なり不自然に見えてしまうため、仕上がりに拘りを持っておこなわれています。乗用車だけでなく、トラックにおいてもです。（塗装作業部屋もトラック用を備えています。）最近では、輸入旧車（30年以上前）のものにおいても見ることがあります。アルプス車装では修繕前の違和感のない仕上がりに拘った自動車整備を提供されています。

◆江東区新木場2-8-1 ◆2024年9月入居 ◆TEL：03-5534-6705 担当 野田 一